

日興アジア資産3分法 (隔月分配型) / (資産成長型)

追加型投信 / 内外 / 資産複合



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興アジア資産3分法(隔月分配型)」および「日興アジア資産3分法(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年2月20日に関東財務局長に提出しており、2012年2月21日にその効力が発生しております。

<日興アジア資産3分法(隔月分配型)>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 (その他資産(投資信託証券(株式、債券、その他資産(カバード・ワラント)))) 資産配分固定型	年6回 (隔月)	日本 アジア オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

<日興アジア資産3分法(資産成長型)>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 (その他資産(投資信託証券(株式、債券、その他資産(カバード・ワラント)))) 資産配分固定型	年1回	日本 アジア オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	6兆7,032億円
	(2011年12月末現在)

ファンドの目的

主としてアジアの資産に投資する投資信託証券に分散投資を行ない、安定したインカム収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 著しい経済発展が期待されるアジアの国や地域^{※1}の株式、不動産^{※2}および債券に投資を行なうことで、「資産3分法」を実現します。

- アジアの国や地域の株式、不動産および債券に分散投資を行ない、中期的な信託財産の成長をめざします。各資産の組入比率は、株式:不動産:債券=50:20:30を基本とします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

2 アジアの国や地域(日本を含む)に投資を行ない、主に相対的に高いインカム収益とともにアジアの経済成長を背景としたキャピタル収益の獲得をめざします。

- 株式の一部および不動産については、トラッカーファンド^(注)を通じてアジアの国や地域への投資を行ない、主に相対的に高いインカム収益の獲得をめざします。また、東南アジアを中心としたアジアの国や地域へは、株式への直接投資を通じてキャピタル収益の獲得をめざします。さらに、アジアの現地通貨建債券への投資を通じて安定的なインカム収益とともに、為替差益を含むキャピタル収益の獲得をめざします。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

3 お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、「隔月分配型」と「資産成長型」の2種類をご用意しました。

- 「日興アジア資産3分法(隔月分配型)」と「日興アジア資産3分法(資産成長型)」との間で、スイッチングを行なうことができます。

(注)
トラッカー
ファンドとは?

トラッカーファンドとは、一般的には投資対象となる指数や一定の戦略のパフォーマンスに連動するファンドのことをいいます。当ファンドにおけるトラッカーファンドが連動をめざす戦略は、株式などの原資産に、原資産にかかわる「コール・オプション(買う権利)」の売却を組み合わせる「カバード・コール戦略」を行なうことにより、相対的に高いインカム収益の獲得をめざすものです。

※1 当ファンドの場合、アジアの周辺国も含まれます。

※2 当ファンドの場合、不動産投信および不動産関連株式のことを指します。

●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの投資対象国・地域

●アジアの国や地域に幅広く分散投資

当ファンドでは、今後の経済成長が期待されるアジアの国や地域の各資産に分散投資を行ないます。先進国から新興国まで様々な経済発展レベルの国々で構成されているアジアの国や地域への分散投資は、収益機会の拡大という意味でも有効と考えられます。

【投資対象国・地域のイメージ】



【当ファンドの主な投資対象国・地域】



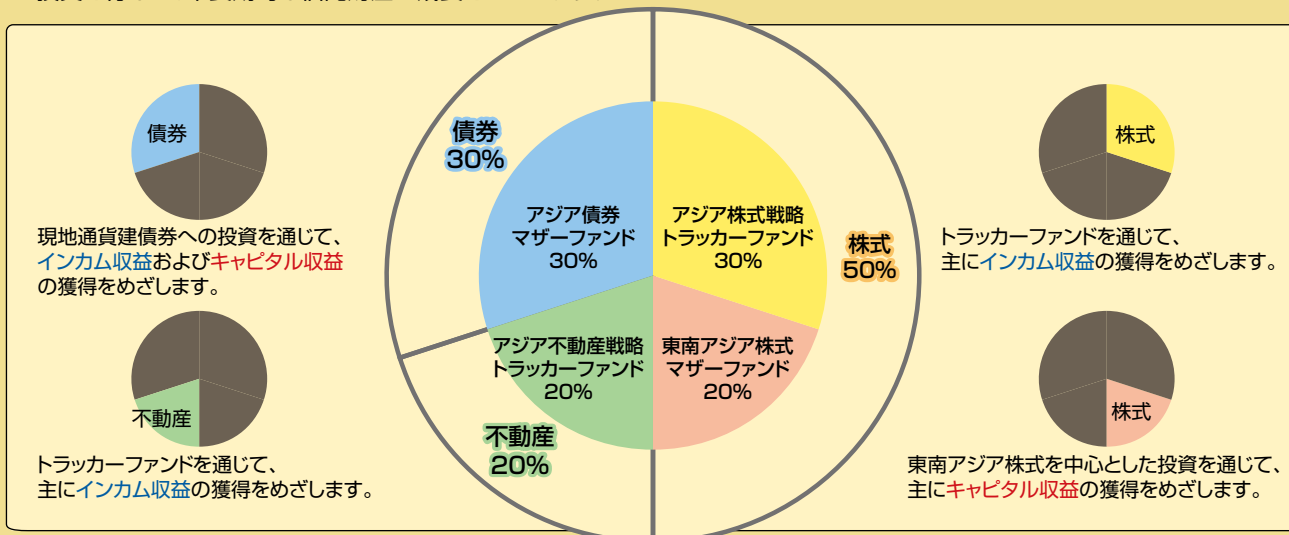
●上記投資対象国・地域は一例であり、投資対象国・地域を限定するものではありません。

※本書では、ケイマン籍円建外国投資信託「アジア・インカムプラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド」、ケイマン籍円建外国投資信託「アジア・パシフィック・インカムプラス・リアルエステート・ストラテジー・トラッカー・ファンド」をそれぞれ「アジア株式戦略トラッカーファンド」、「アジア不動産戦略トラッカーファンド」という名称で示すことがあります。

アジアの3つの資産に投資

●株式:不動産:債券=50:20:30が基本

当ファンドでは、経済発展が著しいアジアの国や地域への投資に注目して、「資産3分法」の考えを取り入れ、株式・不動産・債券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。



●各資産および各投資信託証券の組入比率は、原則として上記の組入比率を維持するものとします。

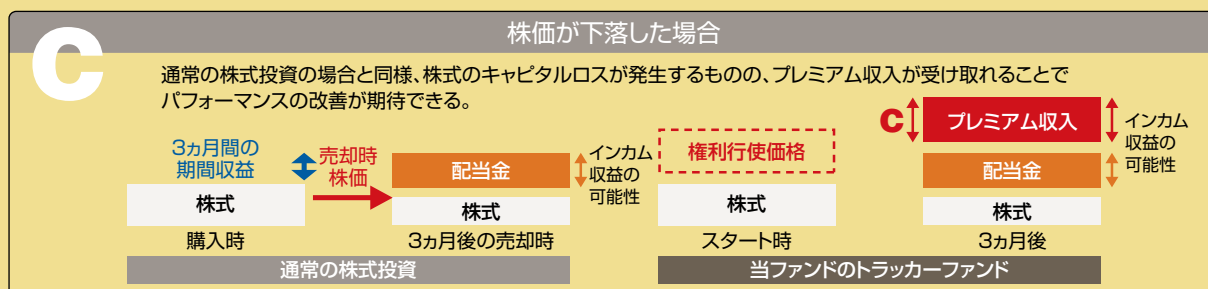
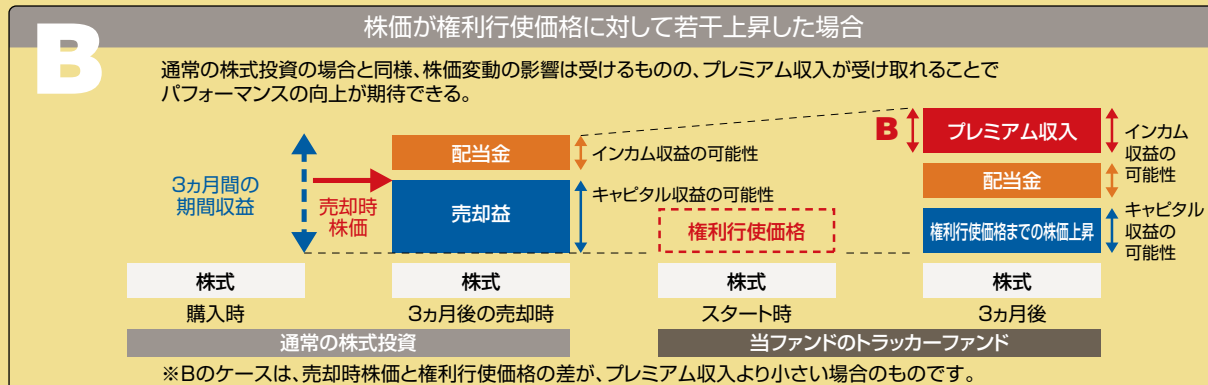
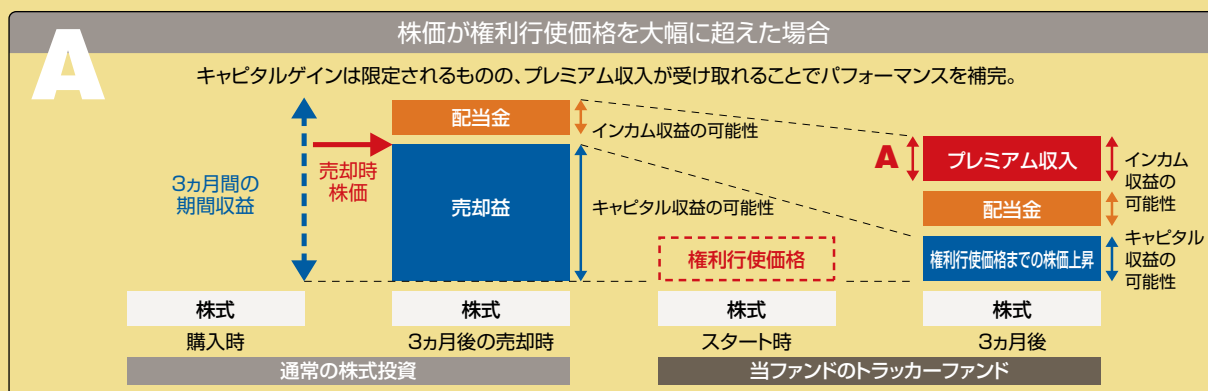
●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドのトラッカーファンドとは

- 当ファンドのトラッカーファンドが連動をめざす戦略では、株式などの原資産に、原資産にかかわる「コール・オプション(買う権利)」の売却を組み合わせる「カバード・コール戦略」とっています。
- 「カバード・コール戦略」は、将来、原資産の価格が権利行使価格より上昇した場合はキャピタル収益が限定されるものの、原資産の推移にかかわらずプレミアム収入を確保できることから、安定的にインカム収益を確保する場合に有効な投資戦略とされています。
- 当ファンドのトラッカーファンドでは、3ヵ月毎にオプション取引を更新し、プレミアム収入の獲得をめざします。

【現物株式と当ファンドのトラッカーファンドとのパフォーマンス比較(イメージ)】

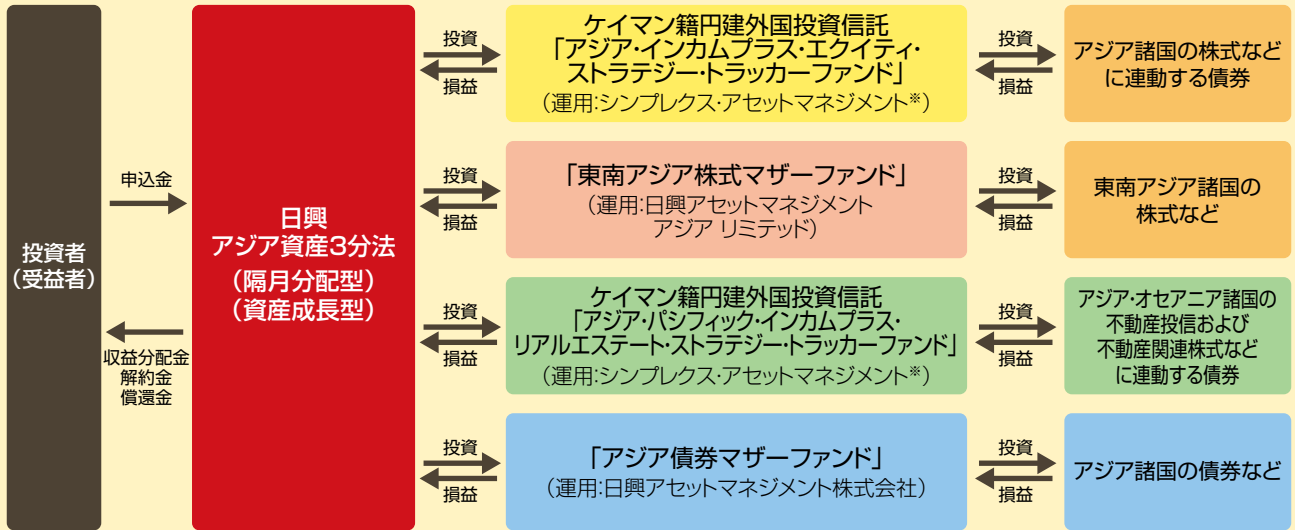
【トラッカーファンドの相対パフォーマンス】		
株式 (原資産)	トラッカーファンド (カバード・コール戦略)	
大幅な上昇	アンダーパフォーマンス	A
やや上昇	アウトパフォーマンス	B
横ばい	アウトパフォーマンス	
やや下落	アウトパフォーマンス	
大幅な下落	アウトパフォーマンス	C



- 上記の図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。
- 上記の図はイメージであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資を行なうファンド・オブ・ファンズです。



※シンプレクス・アセットマネジメントは、オルタナティブ運用に特化した運用会社です。

(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) <隔月分配型>

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

<資産成長型>

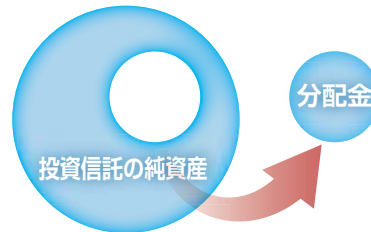
毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

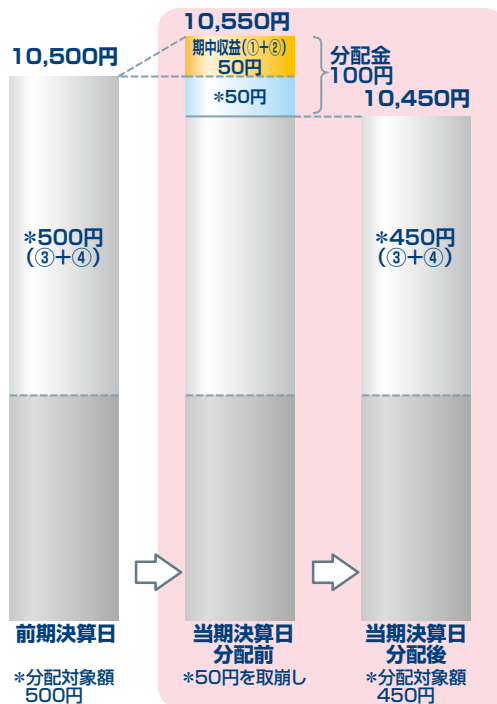
投資信託で分配金が支払われるイメージ



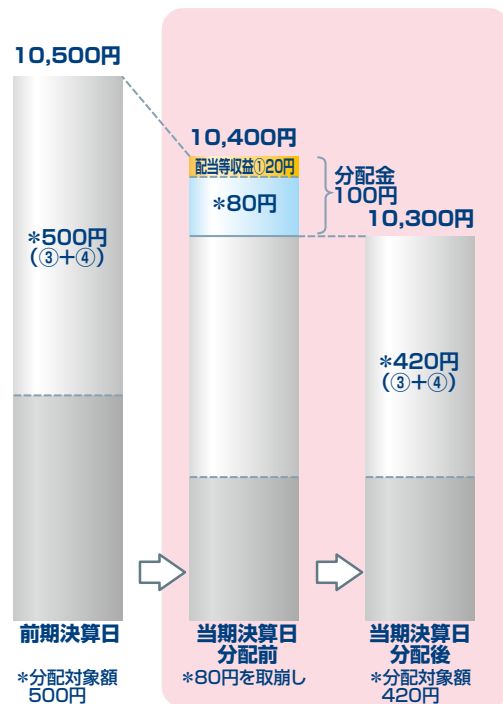
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

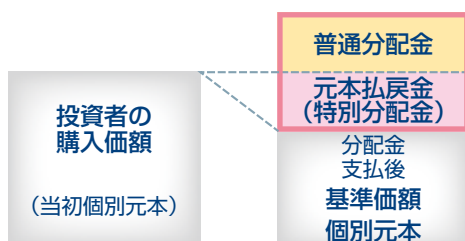


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

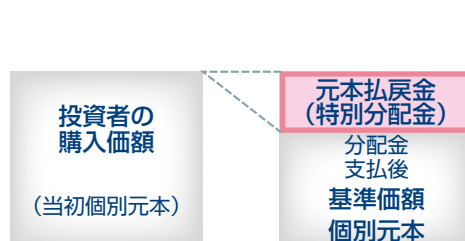
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金ではありません。

当ファンドは、主に株式、不動産投信および債券を実質的な投資対象としますので、株式、不動産投信および債券の価格の下落や、株式、不動産投信および債券の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格に影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の株式、不動産投信および債券は、先進国の株式、不動産投信および債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- 投資するユーロ円債およびカバード・ワラントは、アジア諸国の株式やアジア・オセアニア諸国の不動産投信および不動産関連株式など原資産の値動きに一定の条件のもと連動することをめざすものが中心となりますが、原資産と異なる値動きとなる場合や、原資産以上に変動する場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式、不動産投信および債券は、先進国の株式、不動産投信および債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

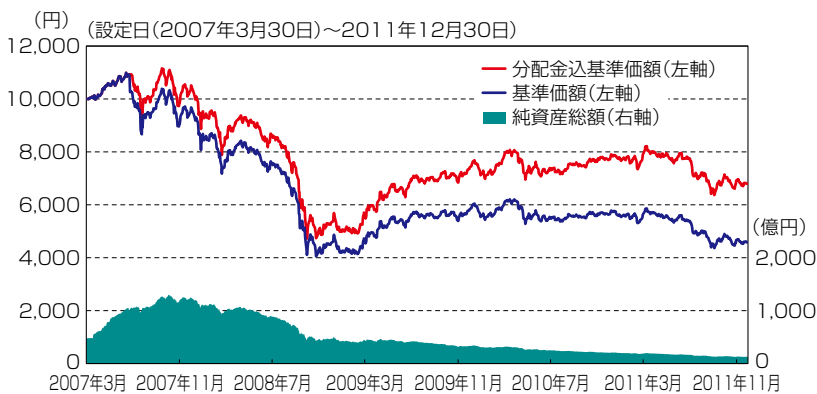
※上記体制は2011年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用実績

2011年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

隔月分配型



基準価額.....4,583円

純資産総額.....127.04億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

資産成長型



基準価額.....6,673円

純資産総額.....69.75億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

隔月分配型

2011年3月	2011年5月	2011年7月	2011年9月	2011年11月	設定来累計
70円	70円	70円	70円	70円	2,620円

資産成長型

2007年11月	2008年11月	2009年11月	2010年11月	2011年11月	設定来累計
100円	0円	0円	0円	0円	100円

主要な資産の状況

組入資産	投資対象	比率※1	比率※2	組入上位銘柄名称(クーポン)	通貨名称	比率※3	
東南アジア株式 マザーファンド	東南アジア 株式	19.9%	19.8%	DBSグループ・ホールディングス	シンガポールドル	4.5%	
				ゴールデン・アグリリソース	シンガポールドル	4.4%	
				ゲンティン	マレーシアリンギット	4.4%	
				オーバーシー・チャイニーズ銀行	シンガポールドル	3.4%	
				シンガポールテレコム	シンガポールドル	3.3%	
アジア株式戦略 トラッカーファンド	アジア 株式	29.6%	29.7%	右記は、 当該外国投資信託の 通貨比率です。		日本円	37.2%
				韓国ウォン	24.1%		
				香港ドル	19.2%		
				新台湾ドル	13.7%		
				インドルピー	5.8%		
アジア不動産戦略 トラッカーファンド	アジア 不動産	19.8%	19.8%	右記は、 当該外国投資信託の 通貨比率です。		オーストラリアドル	37.5%
				日本円	30.4%		
				香港ドル	26.6%		
				シンガポールドル	5.4%		
				—	—		
アジア債券 マザーファンド	アジア 債券	29.8%	29.7%	インドネシア国債(10.0%)	インドネシアルピア	14.3%	
				シンガポール国債(4.0%)	シンガポールドル	9.6%	
				カガマス債(4.21%)	マレーシアリンギット	6.5%	
				マレーシア国債(5.734%)	マレーシアリンギット	6.2%	
				韓国国債(5.0%)	韓国ウォン	6.1%	
現金その他		0.9%	1.0%				

※1 隔月分配型の純資産総額比です。

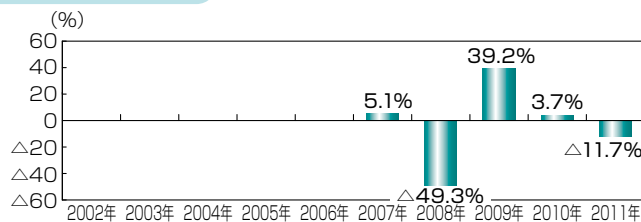
※2 資産成長型の純資産総額比です。

※3 組入資産ごとの組入比率です。

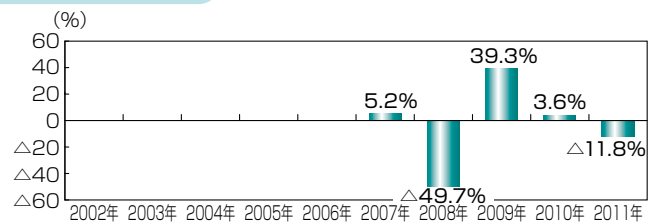
組入上位銘柄名称は信用できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが和訳しています。

年間収益率の推移

隔月分配型



資産成長型



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2007年は、設定時から2007年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2012年2月21日から2013年2月20日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・購入・換金申込日が香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、香港の銀行休業日、シドニーの銀行休業日またはルクセンブルグの銀行休業日 ・購入・換金申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2017年11月20日まで(2007年3月30日設定)
繰上償還	各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、繰上償還します。 また、次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	<隔月分配型> 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各20日(休業日の場合は翌営業日) <資産成長型> 毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<隔月分配型> 年6回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 <資産成長型> 年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド毎に、5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	<隔月分配型> 年2回(5月、11月)および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。 <資産成長型> 毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
スイッチング手数料	ありません。 (有価証券届出書提出日現在)
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.05%(税抜1%) <隔月分配型> 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <資産成長型> 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0500% (1.00%)</td> <td>0.4725% (0.45%)</td> <td>0.5250% (0.50%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は税抜です。 ※投資対象とする「東南アジア株式マザーファンド」および「アジア債券マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.0500% (1.00%)	0.4725% (0.45%)	0.5250% (0.50%)	0.0525% (0.05%)
	運用管理費用(年率)													
	合計	委託会社	販売会社	受託会社										
1.0500% (1.00%)	0.4725% (0.45%)	0.5250% (0.50%)	0.0525% (0.05%)											
投資対象とする 投資信託証券	<p>純資産総額に対し年率0.1625%程度 ※「アジア・インカムプラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカーファンド」を30%、「アジア・パシフィック・インカムプラス・リアルエステート・ストラテジー・トラッカーファンド」を20%組み入れると想定した場合の概算値です。</p>													
実質的な負担	<p>純資産総額に対し年率1.2125%(税抜1.1625%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。</p>													
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.1%以内 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p>												
	売買委託 手数料など	<p>組入る有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>												

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、2012年2月20日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



A series of horizontal dashed lines for writing, spaced evenly down the page.

nikko am